

内部監査の実施状況について
(令和8年3月31日 現在)

鹿児島労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
鹿児島労働基準監督署 他4署 鹿児島公共職業安定所 他13所(出張所・分室を 含む)	令和7年9月9日から同年 10月23日にかけて実施	・ 管理事務に関する 事項 ・ 会計経理事務に関 する事項 ・ 文書管理に関する 事項 ・ その他	・ 登退庁簿、超過勤務命令簿等及び勤務時間 報告書を確認したところ、超過勤務時間の誤 計算による超過勤務手当の過少払いが認め られた。(2署、3所 合計7件)	・ 適正な超過勤務時間の管理、 チェック体制の強化の実施を指 導した。
鹿児島労働局内11課室	令和7年11月5日から同年 12月5日にかけて実施	・ 管理事務に関する 事項 ・ 会計経理事務に関 する事項 ・ 文書管理に関する 事項 ・ その他	・ 登退庁簿、超過勤務命令簿等及び勤務時間 報告書を確認したところ、超過勤務時間の記 載誤り及び記載漏れによる超過勤務手当の過 少払いが認められた。(2課 合計2件) ・ 登退庁簿、超過勤務命令簿等及び勤務時間 報告書を確認したところ、超過勤務手当につ いて誤った支給率で計算したため、これに伴 う超過勤務手当の過払いが認められた。(1課 合計1件) ・ 年次休暇簿を確認したところ、年次休暇の付 与日の誤りがあり、これに伴う給与の過払いが 認められた。 (1課 合計1件)	・ 適正な超過勤務時間の管理、 チェック体制の強化の実施を指 導した。 ・ 適正な超過勤務時間の管理、 チェック体制の強化の実施を指 導した。 ・ 年次休暇の付与日、日数につ いて的確な把握を行い、正確 な勤務時間報告書の作成を指 導した。